

令和8年3月30日

報道関係 各位

田辺市企画部自治振興課
課長 北尾 幸生

「田辺・西牟婁地域消費生活相談の広域的対応に関する協定」の締結及び
「田辺・西牟婁地域消費生活相談窓口」の設置について

標記の件につきまして、下記のとおり協定を締結し、令和8年度より広域連携による消費生活相談窓口の設置を行いますので、報道方よろしくお願いたします。

記

協定締結日 令和8年3月26日（木）

窓口設置日 令和8年4月1日（水）

関係自治体 田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町

協定の概要 4市町の広域連携により、関係自治体の住民が資格を持つ消費生活相談員に相談できる消費生活相談窓口を田辺市役所内に設置する。

広域連携後の専門相談員による消費生活相談の体制

名称：田辺・西牟婁地域消費生活相談窓口

開設場所：田辺市役所（中心市集約方式）

開設日：平日（週5日）

開設時間：13時～16時

電話番号：188（全国共通「消費者ホットライン」）

※ 上記以外の開庁時間は、各市町の消費者行政担当職員が対応します。

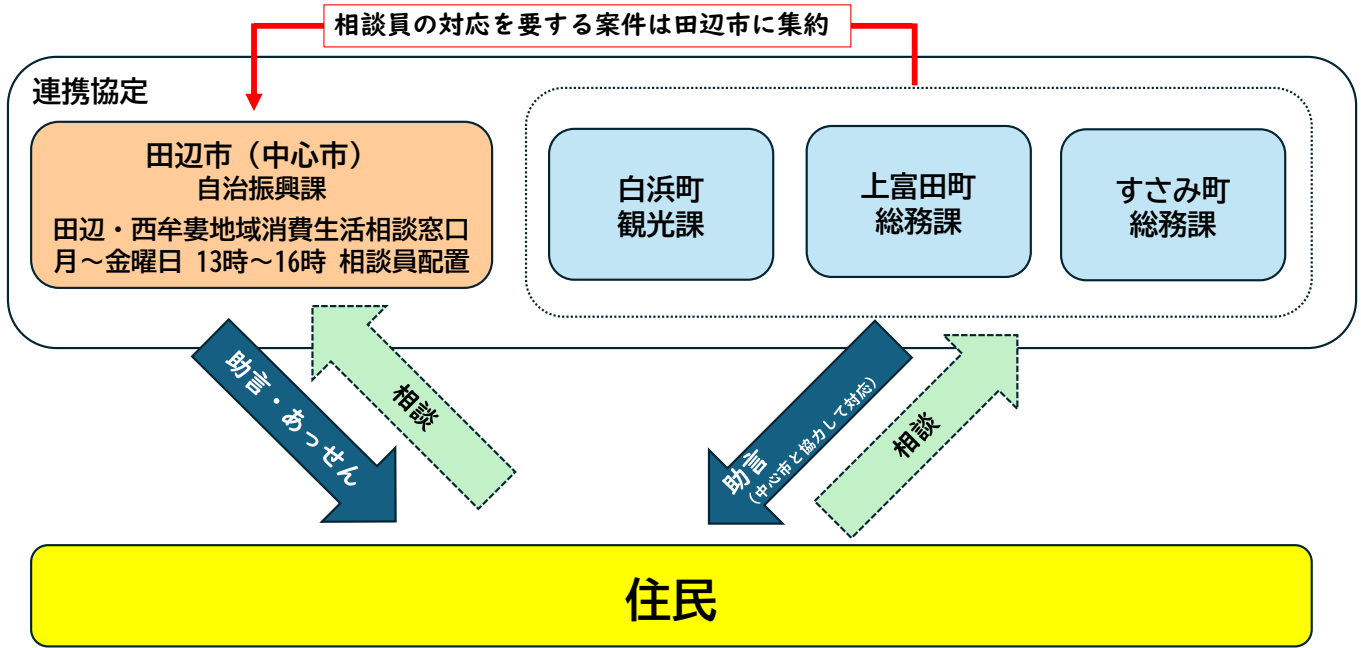
■お問合せ先

田辺市企画部自治振興課市民生活係

担当：宮本（内線2137）

電話：0739-26-9911

中心市集約方式による広域連携のイメージ



中心市集約方式による広域連携の概要

- 中心市（田辺市）に専門相談員による消費生活相談業務を集約する。
- 各自治体は一義的な窓口を継続し、中心市と協力して対応する。
- 各自治体ともに住民に対する情報提供・啓発を行う。

現在の消費生活相談窓口の体制

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
月	消費生活相談窓口開設時間					田辺市		広域連携（相互乗入） 白浜町 第1水曜 上富田町 第3水曜 すさみ町 第4水曜			
火	各市町とも 平日8:30～17:15					西牟婁郡3町		消費生活相談員による 相談窓口開設時間 13:00～16:00（3時間）			
水						田辺市					
木						田辺市					
金						田辺市					
土											
日											

広域連携による消費生活相談窓口の体制

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17					
月	消費生活相談窓口開設時間					田辺・西牟婁地域消費生活相談窓口									
火	各市町とも 平日8:30～17:15					広域連携（中心市集約） 田辺市 白浜町 上富田町 すさみ町									
水						消費生活相談員による 相談窓口開設時間 13:00～16:00（3時間）									
木															
金															
土															
日															

	R7年度 開設日数	週あたり 開設時間
田辺市	192	12
白浜町	12	2.25
上富田町	12	
すさみ町	12	

	R8年度 開設日数	週あたり 開設時間
田辺市	241	15
白浜町		
上富田町		
すさみ町		

田辺市

白浜町

上富田町

すさみ町

田辺・西牟婁地域 消費生活相談窓口 にご相談ください

令和8年
4月1日
より

このようなことでお困りではありませんか？

- 業者とトラブルになって困っている
 - ・悪質商法（訪問販売、電話勧誘、マルチ商法など）
 - ・通信販売（定期購入、偽サイト、粗悪品が届いたなど）
- 商品を使ったら事故が起こった（製品事故）

困ったときは、一人で悩まずご相談ください。
ご相談は全国共通「消費者ホットライン」☎**い や や 1 8 8**へ！

電話相談



対面相談



田辺・西牟婁地域消費生活相談窓口について

田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町の広域連携により、
共同で設置する消費生活相談窓口です。

この4市町にお住まいの方がご相談いただけます。

田辺市東山一丁目5番1号
田辺市役所5階 自治振興課内
☎188（全国共通「消費者ホットライン」）

WEBフォームによる
相談受付はこちら

※消費生活相談員による対応時間は、平日13時～16時です。
※上記時間以外の日中は、お住まいの自治体（休日は、県又は国民
生活センター）につながります。

